## 寄せられたご意見と回答(令和5年3月受付分)

令和5年3月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

## |1| 住宅探しのお手伝い

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□家族が身体障害者手帳 2 級で車椅子になり、今の家にエレベーターが無いた	
め引っ越しが必要になった。相談(問い合わせ)先を知りたい。	
■大田区では、民間賃貸住宅への入居が制約されがちな住宅確保要配慮者(高	
齢者・障がい者の方など)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう相談に応じ	
ている。住宅相談窓口では、民間賃貸住宅の紹介はしていないが、区内に1年	
以上居住する方に対し、協力不動産店の紹介のほか、条件を満たす場合に保証	
会社加入費の一部助成等を行っている。	
なお、様々な理由から住宅探しが困難な方の入居相談や生活相談などを行う	
東京都が指定する居住支援法人があるので、参考に案内する。	
○大田区内で支援を行っている法人	   大田区まちづくり推
認定 NPO 法人市民福祉団体全国協議会 大田支部	進部建築調整課住宅
https://seniornet.ne.jp/kyoju/rent/	担当
電話: 03-5700-5747 または 03-5753-3860	電話 03-5744-1416
	电阳 03 3711 1110
○東京都のホームページ「東京都の居住支援法人一覧」	
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.h	
tml	
そのほか、国土交通省の「セーフティネット住宅情報提供システム」では、障	
がい者の方などの入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅の情報を検索・	
閲覧することができるので、あわせて案内する。	
○「セーフティネット住宅情報提供システム」	
https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php	

## 2 写真撮影のお礼

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□大田区役所にて婚姻届を提出後、2 階のフォトスポットで写真を撮ろうとした	
ところ、20代くらいの男性職員の方が声をかけてくれ、撮影をしてくれた。お礼 を伝えたく連絡した。	大田区企画経営部 広聴広報課広聴担
■区職員の対応について、お褒めのお言葉をいただきありがとうございます。この件について、当課から関係課に情報を共有した。	当電話 03-5744-1135

## 3 大城通、池上5丁目付近の街灯と防犯カメラについて

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□大城通、池上5丁目付近の街灯がすべて撤去され、池上通りから入った池上5 丁目と西蒲田1丁目の境目まで残された街灯の光度も低いため、すれ違う人の	
顔すら確認できない。防犯の観点からは非常に危険と感じる。 今後どのようにこの近辺の犯罪抑止を進めていくのか回答がほしい。	
■ (防犯対策について) 区では警察と連携した様々な防犯啓発活動を実施しているほか、青色回転灯パトロール車によるパトロール、自治会・町会等の自主防犯活動への支援などを行うなどして、区民の安全・安心確保に取り組んでおり、引き続き、このような取り組みを強化していく。また、区民安全安心メールでは、不審者情報なども随時発信しているので、そちらもご活用いただきたい。	大田区総務部防災危機管理課 生活安全担当電話 03-5744-1634 大田区都市基盤整備部都市基盤管理課計画調整担当電話 03-5744-1304
(街灯について) お申し出のあった箇所については、区にて新たに街路灯を設置している。 当初の装飾灯と比較すると明るさは減少しているが、新たな街路灯について は、設置にあたり明るさを検討しており、防犯上支障のないレベルの明るさを確保している。	